

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和５年９月２１日
【中間会計期間】	第64期中(自 令和５年１月１日 至 令和５年６月３０日)
【会社名】	浜名湖観光開発株式会社
【英訳名】	————
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 田 正 治
【本店の所在の場所】	静岡県湖西市白須賀5739番地
【電話番号】	053－579－0511(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 藤 田 正 治
【最寄りの連絡場所】	静岡県湖西市白須賀5739番地
【電話番号】	053－579－0511(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 藤 田 正 治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。 (注) 当社では支店を設けておらず、また非上場であるため、縦覧に 供する支店、金融商品取引所等はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期中	第63期中	第64期中	第62期	第63期
会計期間	自 令和3年 1月1日 至 令和3年 6月30日	自 令和4年 1月1日 至 令和4年 6月30日	自 令和5年 1月1日 至 令和5年 6月30日	自 令和3年 1月1日 至 令和3年 12月31日	自 令和4年 1月1日 至 令和4年 12月31日
売上高 (千円)	311,108	339,466	361,609	644,787	706,593
経常利益 (千円)	20,482	11,271	21,539	22,294	8,155
中間(当期)純利益 (千円)	18,040	4,901	10,887	17,437	5,397
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
純資産額 (千円)	2,640,461	2,293,064	2,304,447	2,639,857	2,293,560
総資産額 (千円)	3,009,190	2,920,524	2,941,950	2,878,560	2,884,376
1株当たり純資産額 (円)	1,100,192.29	955,443.36	960,186.66	1,099,940.81	955,650.22
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	7,517.07	2,042.13	4,536.43	7,265.58	2,249.00
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	87.7	78.5	78.3	91.7	79.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	68,044	102,317	103,140	97,418	129,763
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△55,559	△65,113	△16,181	△176,352	△109,130
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	266,610	212,394	282,782	175,191	195,823
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者 数] (名)	51 [43]	48 [43]	47 [50]	49 [41]	48 [45]

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第63期中間会計期間の期首から適用しており、第63期中間会計期間及び第63期事業年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 5 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和5年6月30日現在

従業員数(名)	47(50)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合及びそれに類する団体はありません。

なお、労使関係については、円滑な関係にあり特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（1）経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。なお、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標としては、来場者数を採用しております。

（2）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における日本経済は、ウクライナ情勢などに伴う世界的な原材料・食料価格やエネルギー価格の高騰、急激な為替変動や海外経済の減速懸念はあるものの半導体不足などの供給制約が緩和され、製造業の生産活動は改善しつつあります。また、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、個人消費など回復の兆しが見られました。

ゴルフ場業界におきましては、社会経済活動の正常化の進展に伴いコンペ需要に回復の兆しが見られる一方、県内は5,6月の雨の影響もあり、来場者数は前年を下回る結果となりました。また、高齢化に伴うゴルフ参加人口の減少やセルフ志向の高まりなどによる価格競争の激化により、引き続き厳しい経営環境が続くものと予想されます。

こうした環境の中、当社では安全・安心・快適なゴルフ場作りのために、地域トップ水準の良好なコースコンディションの維持・改善を目指し、グリーン・FW等のメンテナンスに注力するとともに花木の間伐・剪定など景観美の改善やカート道の整備・改修、新たな信号設置など安全対策の強化にも努めて参りました。また、キャディ付プレー主体の運営方針の基、より快適なプレイを楽しんでいただくため、引き続きキャディ業務をはじめサービス品質の向上に取り組んで参りました。

営業面では、好評をいただいているグルメ3daysやレディース感謝祭、各種協賛企画等の継続実施に加え、ホームページの充実やInstagram・Line等のSNSを活用した情報発信の強化に取り組んで参りました。また、ネット予約の利便性改善や当クラブを舞台にしたゴルフ番組のTV放映などクラブの認知度向上に取り組んだ結果、来場者は23,315人と前年同期比677人増加(3.0%増)となりました。この結果、料金収入は9,772千円増加し253,155千円となりました。年会費収入、風力売電収入、会員登録料を含めた売上高は22,143千円増加し361,609千円となりました。一方、売上原価はキャディ費用が減少したもののコース管理費用、食堂売上原価が増加し前年同期比5,774千円増加し174,776千円となりました。販売費及び一般管理費は間接部門の増員等による人件費の増加を主因に前年同期比6,668千円増加し167,457千円となりましたが、営業利益は前年同期比9,700千円増益の19,375千円となりました。その他の営業外損益を加減し、経常利益は21,539千円と前年同期比10,268千円の増益となりました。

a 財政状態

(資産)

当中間会計期間末における資産は、前事業年度末と比べ57,573千円増加し2,941,950千円(前年比2.0%増)となりました。

流動資産は、前事業年度末と比べ79,656千円増加し、1,089,048千円(同7.9%増)となりました。この主な要因は、当座預金の増加43,140千円及び普通預金の増加44,791千円であります。

固定資産は、前事業年度末と比べ22,082千円減少し1,852,901千円(同1.2%減)となりました。この主な要因は、有形固定資産の減少21,909千円であります。この主な増減内訳はプール及び潮見No3,5号井戸自動給水装置更新、コース整備用機械購入等による有形固定資産購入25,631千円、減少要因が減価償却額49,897千円であります。

(負債)

当中間会計期間末における負債は、前事業年度末と比べ46,686千円増加し637,502千円(同7.9%増)となりました。流動負債では前事業年度末と比べ41,962千円増加し481,784千円(同9.5%増)となりました。この主な要因は契約負債24,807千円、未払法人税等10,967千円、未払金9,592千円の増加によるものです。

固定負債では前事業年度末と比べ4,724千円増加し155,718千円(同3.1%増)となりました。この主な要因は、退職給付引当金の増加4,164千円であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べ10,887千円増加し2,304,447千円(同0.5%増)となりました。

この結果、自己資本比率は、前事業年度末と比べ1.2ポイント減少し78.3%となり、1株当たりの純資産額は前事業年度末と比べ4,536円44銭増加し960,186円66銭となりました。

b 経営成績

年会費、食堂売上高及び風力発電の売電収入を加えた当期の売上高は、来場者増加と客単価上昇等により料金収入が増加したことに加え、風力発電事業が不稼働期間もなく順調に推移したことから、前年同期比22,143千円増収の361,609千円となりました。売上原価面ではコース管理費用及び食堂原価の増加を主因に5,774千円増加し、販売費及び一般管理費は間接部門の増員等に伴う人件費の増加を主因に6,668千円増加しましたが、営業利益は前年同期比9,700千円増益の19,375千円となりました。その他の営業外損益を加減し、経常利益は21,539千円と前年同期比10,268千円の増益となりました。

② キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当中間期末残高は、282,782千円と前年同期と比べ70,388千円（33.1%）の増加となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

a 営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益21,629千円(前年同期は税引前中間純利益11,271千円)、減価償却費49,897千円、売上債権の減少6,771千円及び契約負債の増加24,807千円等を加減算の結果、103,140千円の収入超過（前年同期は102,317千円の収入超過）となりました。

b 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出△16,272千円等より16,181千円の支出超過（前年同期は65,113千円の支出超過）となりました。

c 財務活動によるキャッシュ・フロー

該当事項はありません（前年同期も該当事項はありません）。

③ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

該当事項はありません。

b 受注実績

該当事項はありません。

c 販売実績

当中間会計期間の販売実績を売上区分別に示すと次のとおりであります。

区分	人員(人)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
グリーンフィ(会員)	6,931	92.6	23,787	92.9
グリーンフィ(準会員)	1,689	91.4	10,387	91.4
グリーンフィ(無記名会員)	1,977	106.8	19,022	106.9
ビジターフィ	12,718	111.0	114,231	116.7
貸与品	—	—	32,932	106.7
キャディーフィ	12,357	89.4	51,835	89.3
年会費	1,739	96.3	23,421	97.5
会員登録料	—	—	21,045	101.3
ロッカーフィ	431	100.7	1,292	100.7
その他(注1)	—	—	957	53.2
小計	—	—	298,913	103.3
商品販売収入	—	—	1,783	100.5
食堂売上高	—	—	42,858	116.4
風力売電収入	—	—	18,054	158.4
合計	—	—	361,609	106.5

(注1) その他には、競技参加料、違約金、及びその他の収入が含まれております。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しています。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5経理の状況」に記載していますが、特に次の重要な会計方針が財務諸表作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えています。

a 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(簡便法)に基づき計上しておりますが、当該退職給付債務は、当中間会計期間における要支給額に基づいて算定されております。

b 役員退職慰労引当金

内規による中間会計期間末支給額に基づいて算定されております。

②当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当中間会計期間における経営成績等は、「経営成績等の状況の概要」で述べたとおり、社会経済活動の正常化が進展する中、消費活動に回復の兆しが見られる一方、ウクライナ情勢などの影響による原材料・燃料、食料品の価格高騰、急激な為替変動など企業業績の下振れリスクや景気減速も懸念されています。ゴルフ場業界においても経営環境の不透明感が強まっていますが、回復傾向にあるコンペ需要の取込みや各種イベント企画の実施等により、来場者は23,315人(前期は22,638人)、売上高は361,609千円となりました。

売上原価は、前年同期比5,774千円増加しております。キャディ費用が3,593千円減少しましたが、コース管理費用・食堂売上原価の増加によるものです。また、販売費及び一般管理費は、減価償却費、水道光熱費等が減少した一方、間接部門の増員に伴う人件費の増加により前年同期比6,668千円増加し167,457千円となりました。以上により、税引前中間純利益は、21,629千円(前期は11,271千円)となりました。

a 経営成績に重要な影響を与える要因について

「経営成績等の状況等の概要」で述べたとおり、セルフ志向の高まりや低価格競争に伴うキャディ付プレーの減少や客単価の低下に加え、ウクライナ情勢などの影響による原材料・燃料等の高騰などにより、コース管理費用や販売費及び一般管理費の増加等、下期以降の売上・収益面の見通しにつきましては、ともに厳しいものと予想しております。

b 戦略的現状と見通し

当社は、このような状況・今後の見通しを踏まえて、売上原価・販売費及び一般管理費を見直しつつ、キャディサービスの品質向上・良好なコースコンディションの維持・管理に注力し、安心・安全・快適なゴルフ場作りにより顧客満足度の更なる改善に努めて参ります。

c 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、事業運営上必要な流動性及び資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の運転資金需要の主なものは、ゴルフ場コースの運営及び維持管理に伴う費用、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。設備投資を目的とした資金需要は、ゴルフ場コースの改修及び維持管理用機械の購入等の設備投資によるものであります。

運転資金・設備投資につきましては全て自己資金により調達しております。なお、当事業年度末における借入金等の有利子負債は無く、現金及び現金同等物の残高は282,782千円であります。

d 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき、最善の経営方針を立案し実行するよう努めておりますが、セルフ志向の高まりや低価格競争の激化による来場者及び料金収入への影響のほか、原材料・燃料等の高騰による売上原価の上昇、販売費及び一般管理費の増加、風力等発電事業の故障リスク等、今後も当社を取り巻く事業環境は更に厳しさが増すことが予想され、一層の営業努力と効率化の推進・生産性の向上が喫緊の課題と認識しております。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結あるいは変更した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800
計	4,800

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和5年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和5年9月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,400	2,400	非上場・非登録	単元株制度は採用しておりません
計	2,400	2,400	—	—

(注) 株式譲渡制限に関する規定は次の通りです。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第8条において定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和5年6月30日	-	2,400	-	100,000	-	35,000

(5) 【大株主の状況】

令和5年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社スズキビジネス	浜松市西区篠原町21339	58	2.41
スズキ株式会社	浜松市南区高塚町300	36	1.50
志田株式会社	浜松市東区宮竹町322-1	14	0.58
シャインテック株式会社	湖西市新居町中之郷3035-21	14	0.58
株式会社静岡銀行	静岡市葵区呉服町1-10	12	0.50
株式会社ユニバンス	湖西市鷺津2418	12	0.50
遠州製紙株式会社	浜松市中区砂山町351-2	10	0.42
小林道生	湖西市	10	0.42
神谷理研株式会社	浜松市東区上新屋町156	8	0.33
豊橋ヤナセ株式会社	豊橋市下地町字境田107	8	0.33
計	—	182	7.58

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和5年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,400	2,400	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,400	—	—
総株主の議決権	—	2,400	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和5年1月1日から令和5年6月30日まで)の中間財務諸表について、公認会計士田中範雄氏により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当中間会計期間 (令和5年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	964,823	1,051,782
売掛金	34,178	27,406
棚卸資産	7,431	6,915
その他	2,958	2,944
流動資産合計	1,009,392	1,089,048
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	337,146	326,545
構築物（純額）	182,319	178,591
その他の設備（純額）	126,686	119,106
コース勘定	464,243	464,243
土地	685,933	685,933
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	※1,※2 1,796,329	※1,※2 1,774,419
無形固定資産	16,146	13,788
投資その他の資産		
投資有価証券	269	269
長期性預金	50,000	50,000
繰延税金資産	3,292	6,716
その他	8,947	7,707
投資その他の資産合計	62,509	64,692
固定資産合計	1,874,984	1,852,901
資産合計	2,884,376	2,941,950
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,374	7,479
契約負債	362,583	387,390
未払法人税等	3,129	14,097
未払消費税等	17,539	13,253
賞与引当金	3,792	3,711
その他	45,402	55,852
流動負債合計	439,822	481,784
固定負債		
退職給付引当金	53,214	57,378
役員退職慰労引当金	9,280	9,840
資産除去債務	88,500	88,500
固定負債合計	150,994	155,718
負債合計	590,816	637,502

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当中間会計期間 (令和5年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	35,000	35,000
その他資本剰余金	500,000	500,000
資本剰余金合計	535,000	535,000
利益剰余金		
利益準備金	15,250	15,250
その他利益剰余金		
任意積立金	1,020,000	1,020,000
別途積立金	545,000	545,000
繰越利益剰余金	78,310	89,197
利益剰余金合計	1,658,560	1,669,447
株主資本合計	2,293,560	2,304,447
純資産合計	2,293,560	2,304,447
負債純資産合計	2,884,376	2,941,950

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
売上高	339,466	361,609
売上原価	169,002	174,776
売上総利益	170,464	186,832
販売費及び一般管理費	160,789	167,457
営業利益	9,674	19,375
営業外収益	※1 1,771	※1 2,302
営業外費用	174	138
経常利益	11,271	21,539
特別利益	-	89
特別損失	※2 -	※2 0
税引前中間純利益	11,271	21,629
法人税、住民税及び事業税	6,370	14,166
法人税等調整額	-	△3,423
法人税等合計	6,370	10,742
中間純利益	4,901	10,887

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 任意積立金
当期首残高	100,000	35,000	500,000	535,000	15,250	1,020,000
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高						
当中間期変動額						
中間純利益						
別途積立金の取崩						
当中間期変動額合計						
当中間期末残高	100,000	35,000	500,000	535,000	15,250	1,020,000

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	945,000	24,607	2,004,857	2,639,857	2,639,857
会計方針の変更による累積的影響額		△351,695	△351,695	△351,695	△351,695
会計方針の変更を反映した当期首残高	945,000	△327,087	1,653,162	2,288,162	2,288,162
当中間期変動額					
中間純利益		4,901	4,901	4,901	4,901
別途積立金の取崩	△400,000	400,000			
当中間期変動額合計	△400,000	404,901	4,901	4,901	4,901
当中間期末残高	545,000	77,814	1,658,064	2,293,064	2,293,064

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 任意積立金
当期首残高	100,000	35,000	500,000	535,000	15,250	1,020,000
当中間期変動額						
中間純利益						
当中間期変動額合計						
当中間期末残高	100,000	35,000	500,000	535,000	15,250	1,020,000

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	545,000	78,310	1,658,560	2,293,560	2,293,560
当中間期変動額					
中間純利益		10,887	10,887	10,887	10,887
当中間期変動額合計		10,887	10,887	10,887	10,887
当中間期末残高	545,000	89,197	1,669,447	2,304,447	2,304,447

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	11,271	21,629
減価償却費	52,544	49,897
賞与引当金の増減額 (△は減少)	374	△81
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,243	4,164
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	120	560
受取利息及び受取配当金	△25	△104
固定資産売却損益 (△は益)	—	△89
固定資産処分損	—	0
売上債権の増減額 (△は増加)	2,816	6,771
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△832	516
仕入債務の増減額 (△は減少)	660	104
未払消費税等の増減額 (△は減少)	10,822	△4,286
契約負債の増減額 (△は減少)	21,758	24,807
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	412	4
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	223	1,238
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	5,013	1,091
小計	107,401	106,224
利息の受取額	37	114
法人税等の支払額	△5,121	△3,198
営業活動によるキャッシュ・フロー	102,317	103,140
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△537,000	△537,000
定期預金の払戻による収入	537,000	537,000
有形固定資産の取得による支出	△43,546	△16,272
有形固定資産の売却による収入	—	90
無形固定資産の取得による支出	△21,615	—
その他	48	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65,113	△16,181
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	37,203	86,959
現金及び現金同等物の期首残高	175,191	195,823
現金及び現金同等物の中間期末残高	212,394	282,782

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、風力発電設備、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、当社支給内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、ゴルフ事業においてサービスを提供した時点です。なお、ゴルフ場会員の契約の対価である会員登録料収入については、履行義務の充足に係る合理的期間を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

(※1) 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当中間会計期間 (令和5年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,378,178千円	3,415,611千円

(※2) 有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額の額

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当中間会計期間 (令和5年6月30日)
構築物	62,214千円	62,214千円
その他(機械及び装置)	29,413千円	29,413千円
合計	91,627千円	91,627千円

(中間損益計算書関係)

(※1) 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
受取利息	25千円	104千円
雑収入	1,745千円	2,197千円

(※2) 特別損失の主要項目

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
固定資産処分損	-千円	0千円

(3) 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
有形固定資産	50,186千円	47,540千円
無形固定資産	2,357千円	2,357千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,400	—	—	2,400

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,400	—	—	2,400

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
現金及び預金	1,034,394千円	1,051,782千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	822,000千円	769,000千円
現金及び現金同等物	212,394千円	282,782千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和4年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	34,178	34,178	—
(2) 長期性預金	50,000	50,000	—
資産計	84,178	84,178	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿額に近似するものであることから記載を省略しております。

(※2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	269

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

当中間会計期間(令和5年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	27,406	27,406	—
(2) 長期性預金	50,000	50,000	—
資産計	77,406	77,406	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿額に近似するものであることから記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上記の表に記載されていません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
非上場株式	269

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかわるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価を算定する上で重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ所属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(令和4年12月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金	—	34,178	—	34,178
資産計	—	34,178	—	34,178

当中間会計期間(令和5年6月30日)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金	—	27,406	—	27,406
資産計	—	27,406	—	27,406

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(令和4年12月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	269	269	—
合計	269	269	—

当中間会計期間(令和5年6月30日)

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	—	—	—
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	269	269	—
合計	269	269	—

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当中間会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)
期首残高 時の経過による調整額	88,500千円 — 千円	88,500千円 — 千円
中間期末(期末)残高	88,500千円	88,500千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）（単位：千円）

	営業収益
一時点で移転されるサービス	293,378
一定期間にわたり移転されるサービス	46,087
顧客との契約から生じる収益	339,466

当中間会計期間（自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日）（単位：千円）

	営業収益
一時点で移転されるサービス	315,851
一定期間にわたり移転されるサービス	45,758
顧客との契約から生じる収益	361,609

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	30,934	34,178
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	34,178	27,406
契約負債（期首残高）	358,600	362,583
契約負債（中間期末（期末）残高）	362,583	387,390

当社の契約負債は、「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。（単位：千円）

	前事業年度
令和5年12月期	49,758
令和6年12月期	36,400
令和7年12月期	33,980
令和8年12月期	29,665
令和9年12月期	28,340
令和10年12月期以降	184,440
合計	362,583

（単位：千円）

	当中間会計期間
令和5年12月期下期	46,474
令和6年12月期	38,201
令和7年12月期	35,735
令和8年12月期	31,860
令和9年12月期	30,095
令和10年12月期以降	205,025
合計	387,390

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため記載しておりません。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

ゴルフ場の運営事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が、中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

ゴルフ場の運営事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が、中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和4年12月31日)	当中間会計期間 (令和5年6月30日)
(1) 1株当たり純資産額	955,650.22円	960,186.66円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	2,293,560	2,304,447
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	2,293,560	2,304,447
普通株式の発行済株式数(株)	2,400	2,400
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	2,400	2,400

項目	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
(2) 1株当たり中間純利益	2,042.13円	4,536.43円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	4,901	10,887
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	4,901	10,887
普通株式の期中平均株式数(株)	2,400	2,400

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第63期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)令和5年3月24日東海財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年9月21日

浜名湖観光開発株式会社

取締役会 御中

田中公認会計士共同事務所

静岡県浜松市

公認会計士 田中 範雄

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている浜名湖観光開発株式会社の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第64期事業年度の中間会計期間（令和5年1月1日から令和5年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、浜名湖観光開発株式会社の令和5年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和5年1月1日から令和5年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。